

平成 13 年度 事業計画

社団法人瀬戸内海環境保全協会

今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、次の方針のもと瀬戸内海の環境保全のため積極的に事業を展開することとしている。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への支援をする。

平成 13 年度においては、これらの方針を踏まえるとともに、さらに、瀬戸内海環境保全基本計画（平成 12 年 12 月）の変更をも踏まえ、協会が果たすべき役割を明確にし、環境省の指導のもと、瀬戸内海環境保全知事・市長会議をはじめ瀬戸内海の各主体と有機的連携を図り、①連携と参加によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

I 一般事項

1. 会議等の開催

(1) 通常総会

- ・時期：平成 13 年 5 月
- ・内容：平成 12 年度事業報告及び収支決算、平成 13 年度事業計画及び収支予算等の審議

(2) 理事会

- ・時期：年 3 回（平成 13 年 5 月、平成 13 年 12 月、平成 14 年 3 月）
- ・内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(3) 専門委員会等

①企画委員会 年 3 回

平成 13 年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策の検討及び平成 14 年度事業の検討・企画を行う。

②調査委員会 年 2 回

調査事業の推進にあたって企画調整を行う。

③編集委員会 年 2 回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、内容の検討を行う。

④賛助会員事業部会 年 2 回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年1回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、協会事業の企画・検討のための意見交換を図る。

2. 専門委員の委嘱等

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

II 事業

1. 普及活動及び活動支援事業

(1) 平成13年度(第29回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開(13.6.1～6.30)

平成12年度に一般公募し、選定された最優秀作品をポスターとして作成、関係機関に配付し、瀬戸内海環境保全月間に掲出する。

- ・瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携しつつ環境省と共催で実施
- ・一般部門と子ども部門に分けて公募
- ・最優秀作品は環境大臣表彰として協会総会で表彰

また、平成13年度においても啓発用ポスターの一般公募を行う。

(2) 協会設立25周年特別企画事業の実施

平成14年1月25日協会設立25周年を迎える。これを記念し特別企画事業を実施する。

- ・時期：平成14年1月
- ・場所：未定
- ・内容：実施例

当日事業：記念式典、講演会・パネルディスカッション等

関連事業：瀬戸内海環境保全に関する作文募集(児童・生徒)、標語募集(資格不問)

(3) 瀬戸内海環境保全普及活動事業の実施

平成13年度の瀬戸内海環境保全普及活動事業を次により実施する。

①事業の推進方針

多くの人々が生活を営み、多岐にわたる利用がなされている瀬戸内海において、残された自然環境を保全し、失われた良好な環境の回復を図るためには、関係する人々が瀬戸内海の環境に対する理解を深め、積極的に各種施策に取り組むことが求められている。これまで以上に幅広く、緊密な連携(地域相互間の連携、主体相互間の連携、世代相互間の連携)を図ることが重要である。

こうした認識を踏まえ、さまざまな地域・主体において環境保全実践活動の中心となる指導者の養成、人材育成のための研修会等人材育成事業を積極的に推進するとともに、瀬戸内海が環境学習の素材が豊富であることも踏まえ、小・中学生を対象とした自然観察会等「体験的な環境学習」を推進するなど、緊密な連携の強化に資するた

めの事業を展開する。

②事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全活動テキストの配布

瀬戸内海環境保全活動テキスト「瀬戸内海とわたしたちー森～川～海から人・くらし・いきものを考えようー」(瀬戸内海研究会議編集・作成(平成10年度環境事業団地球環境基金助成事業))を印刷・配布し普及啓発を行う。

イ 瀬戸内海環境保全指導者育成セミナーの実施

環境保全実践活動を推進するための指導者育成事業として、平成11年度から広域的に参加者を募って実施を始めたセミナー事業(実践活動プログラム等についての講習、情報交換等)を次の内容で行う。

- ・テーマ：未定
- ・対象：実践活動指導者、行政、一般住民
- ・場所：2ヶ所(近畿ブロック、九州ブロック)

ウ 瀬戸内海環境保全市民講座の実施

日常の身近な領域での環境保全活動の普及を図るため、平成10年度から中核市と共同で実施を始めた市民講座を次の内容で行う。

- ・テーマ：未定
- ・対象：実践活動指導者、一般市民
- ・場所：2中核市

エ 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施

平成10年度から実施を始めた瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム(協会会員団体職員を対象にした研修会)を次の内容で行う。

- ・場所：山口県
- ・時期：7月から8月の間の3日間
- ・対象：協会会員団体所属の瀬戸内海環境保全担当者
- ・定員：20名程度
- ・内容：講義及び現地研修・討議

オ 地区別普及活動事業の実施

瀬戸内海沿岸域自治体が主体となって地区別に学校等と協力し、環境教育・環境学習の観点から、子ども達(小・中学生)が実地に自然を観察しながら海辺や水辺の自然について理解を深めることができるよう、次の体験的学習を実施する。

- ・自然公園等における自然観察会の実施
- ・子どもを中心とした各種施策(こどもエコクラブ事業、子どもの水辺再発見プロジェクト、子どもパークレンジャー事業等)などによる体験的学習の実施
- ・上記体験的学習を支援するためのボランティア等の人材育成事業(指導者育成セミナー等)の実施

(4) 瀬戸内海漁場環境保全に関する漁業団体合同研修会及び瀬戸内海の環境保全に関する衛生団体合同研修会の開催

(5) 賛助会員を対象とした瀬戸内海の環境保全に関する研修会の開催等

賛助会員事業部会において、他の主体との連携を視野に置いた事業を企画し実施する。

(6) 瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開（環境事業団地球環境基金助成事業）

沿岸域住民の瀬戸内海に対する理解や関心を深め、自主的な取り組みを推進するための契機となるよう平成 11 年度から実施しているスナメリ発見情報プロジェクトを引き続き展開する。

<スナメリ発見情報プロジェクト>

瀬戸内海の環境の指標生物として位置づけられ、現在貴重な生き物となっているスナメリについて、発見情報の収集と得られた情報の発信を行う住民参加型の普及啓発事業

(7) その他

ア 環境イベントへの参加

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

イ 環境保全に関する講演会等の開催

ウ 会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業への後援・協力

2. 指導・助成

(1) 各種環境保全活動事業に対する助成

中核市、漁業団体、衛生団体が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。

3. 情報収集・発信事業

(1) 瀬戸内海研究・環境等情報ネットワークシステム(「せとうちネット」)の管理・運営

瀬戸内海に関する水質等環境情報や社会経済、文化・歴史等情報、各種調査研究成果等多様な情報の提供を目的として平成 10 年度に構築した「せとうちネット」の的確な管理・運営に努めるとともに、環境省の委託等により情報、データの追加・更新を行う。このことにより効率的な研究の実施、研究のレベルアップ、総合的な知見を必要とする共同研究の推進、環境保全活動に不可欠な住民参加の促進に貢献することができよう努める。

(2) 総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を次のとおり発行する。

・発行回数：年 4 回

・配布先：会員団体、賛助会員、年間購読者等

(3) 資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成 13 年度版」の発行及び配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全

－平成 13 年度版」を発行配布する。

(4) 新・瀬戸内海文化シリーズの継続頒布

「瀬戸内海の自然と環境」(平成 10 年 3 月発行)、「瀬戸内海の文化と環境」(平成 11 年 3 月発行)を引き続き頒布する。

4. 調査・研究事業

(1) 瀬戸内海の生物資源の持続性評価システムに関する研究(継) (環境省より受託 平成 11 年度～)

瀬戸内海における生物資源の保全と持続的利用を図るため、その評価指標及び特性を明らかにし、かつ、判定基準を定量化し、持続性評価体系を構築するための調査・研究を行う。

(2) 大阪湾水質改善方策策定調査(継) (環境省より受託 平成 12 年度～)

臨海部に工業地帯が位置し背後地に人口が集積する大阪湾は、流入する汚濁負荷量の大きさに加え、外洋水との海水交換が悪い閉鎖特性により、環境基準の達成率は、大阪湾全体で 70%に満たないレベルで推移している。

21 世紀における大阪湾の水質改善に真に実効的に機能する改善方策の検討を行い、具体的提案としてとりまとめる。

(3) 瀬戸内海環境情報基本調査(新) (環境省より受託平成 13 年度～)

瀬戸内海の環境の状態を継続的に把握し、環境保全に係る諸施策の効果を検証することにより今後一層実効的な施策の検討、推進に資するため、これまで概ね 10 年を周期として実施してきた基本調査(底質、底生生物等調査)を実施する。

5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。

(1) 瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

(2) 「瀬戸内海研究会議設立 10 周年記念事業(仮称)」の開催に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議設立 10 周年を記念して開催される特別事業の開催に対し、支援・協力をを行う。

6. 第 5 回世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)への参加等

平成 13 年 11 月神戸、淡路で開催予定の第 5 回エメックス会議に対し、同会議における「瀬戸内海セッション」の企画等積極的に参加、協力をを行うほか、(財)国際エメックスセンターが行う国際的な活動に対し、積極的に参加、協力をを行う。

7. その他関連事業

(1) 国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

(2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連絡を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。